

令和8年 第5回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 令和8年5月27日（水） 午後2時30分開会
午後4時00分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
24	令和8年度一般会計補正予算第1号原案承認の件	承認
25	摂津市立公民館条例の一部を改正する条例原案承認の件	承認
26	令和8年度摂津市立味生小学校学校運営協議会委員の委嘱の件	承認
27	摂津市社会教育委員の解任及び任命の件	承認
28	摂津市公民館運営審議会委員の解任及び任命の件	承認
29	摂津市民図書館等協議会委員の解任及び任命の件	承認
30	摂津市立小中学校結核対策委員会への諮問の件	承認
31	摂津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画策定の件	承認

報告事項

番号	件名
1	事業実施に伴う後援名義の使用承認について
2	令和7年度の問題行動のまとめ及び令和8年度4月までの問題行動等報告について
3	令和8年度4月までの問題行動等具体的事案及び追跡報告について
4	各課事業日程報告について

教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	若狭孝太郎 福 元 実 大 矢 優 子 藤 村 裕 爾 榊 奈津子	教 育 総 務 部 長 教 育 総 務 部 副 理 事 兼 教 育 政 策 課 長 教 育 総 務 部 副 理 事 学 校 教 育 課 長 学 校 教 育 課 参 事 (教職員人事担当) 教 育 支 援 課 長 生 涯 学 習 課 長 学 校 教 育 課 長 代 理 教 育 支 援 課 長 代 理 教 育 政 策 課 副 参 事 教 育 政 策 課 係 員 教 育 政 策 課 係 員	安 田 信 吾 菰 原 知 宏 武 田 進 介 田 中 大 介 橋 本 知 久米真由美 千 葉 郁 子 樋 口 三 花 竹 盛 照 正 緒 方 聡 輔 末 永 侑 希 眞野美由菜	こども家庭部長 こども家庭部副理事 兼こども政策課長 こども家庭部副理事 兼出産育児課長 こども家庭相談課長 こども家庭相談課参事 保育教育課長 保育教育課参事	森 川 護 飯 野 祐 介 大 西 健 一 佐 野 嘉 宏 田 村 浩 一 湯 原 正 治 中 川 資 子
--	---	--	--	--	---

教育長	ただいまから令和８年第５回教育委員会定例会を開催いたします。 本日の署名委員は大矢委員を指名します。よろしくお願いいたします。 本日は、付議事件が８件、報告事項が４件ございますが、議事進行については各委員にお諮りいたします。 議案第２４号につきましては、会議を公開することで、公正な審議が出来ない恐れがございます。また、議案第３０号及び報告事項（３）につきましては、会議を公開することで個人が特定される恐れがございますので関係法令の規定によりまして、秘密会として行いたいと存じます。従いまして、まず議案第２５号から報告事項（４）まで進み、暫時休憩を取った後、秘密会を宣言して、報告事項（３）、議案第２４号、議案第３０号の順に進みますが、ご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし。
教育長	異議なしとのことです。本日については説明したとおりの議事進行で行います。 それでは、まず議案第２５号「摂津市立公民館条例の一部を改正する条例原案承認の件」について、生涯学習課から説明をお願いします。
生涯学習課長	[摂津市立公民館条例の一部を改正する条例原案承認の件について説明]
教育長	説明が終わりました。何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
大矢委員	来年の９月に味生コミュニティセンターが開設すると同時に味生公民館は、その日からなくなるということでしょうか。
生涯学習課長	味生コミュニティセンターの開設について、まだ確定していません。

んが、夏頃を予定しております。味生公民館は味生コミュニティセンターの開設をもちまして廃止となります。

大矢委員 13頁に料金表が載っているのですが、これについては変わらないという理解でよろしいでしょうか。

生涯学習課長 料金につきましては変わりません。

教育長 他にご意見ご質問もございませんので、議案第25号「摂津市立公民館条例の一部を改正する条例原案承認の件」について、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 異議なしと認めます。議案第25号は原案通り承認いたします。
続いて、議案第26号「令和8年度摂津市立味生小学校学校運営協議会委員の委嘱の件」について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 [令和8年度摂津市立味生小学校学校運営協議会委員の委嘱の件について説明]

教育長 説明が終わりました。何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

特にご意見ご質問ございませんので、議案第26号「令和8年度摂津市立味生小学校学校運営協議会委員の委嘱の件」について原案通り承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 異議なしと認めます。議案第26号は原案通り承認いたします。
続いて、議案第27号「摂津市社会教育委員の解任及び任命の件」について生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長	〔摂津市社会教育委員の解任及び任命の件について説明〕
教育長	説明が終わりました。何かご意見ご質問ございませんでしょうか。 特にご意見ご質問ございませんので、議案第２７号「摂津市社会教育委員の解任及び任命の件」について、原案通り承認することでご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。議案第２７号は、原案通り承認いたします。 続いて、議案第２８号「摂津市公民館運営審議会委員の解任及び任命の件」について、生涯学習課から説明をお願いします。
生涯学習課長	〔摂津市公民館運営審議会委員の解任及び任命の件について説明〕
教育長	説明が終わりました。何かご意見ご質問ございませんでしょうか。 特にご質問もございませんので、議案第２８号「摂津市公民館運営審議会委員の解任及び任命の件」について、原案通り承認することにご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。議案第２８号は、原案通り承認いたします。 続いて、議案第２９号「摂津市民図書館等協議会委員の解任及び任命の件」について、生涯学習課から説明をお願いします。
生涯学習課長	〔摂津市民図書館等協議会委員の解任及び任命の件について説明〕
教育長	説明が終わりました。何かご質問ご意見ございませんでしょうか。 特にご意見ご質問もございませんので、議案第２９号、「摂津市民図書館等協議会委員の解任及び任命の件」について、原案通り承

	認することにご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。議案第 29 号は原案通り承認いたします。 続いて、議案第 31 号「摂津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画策定の件」について、学校教育課から説明をお願いします。
学校教育課参事	〔摂津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画策定の件について説明〕
教育長	説明が終わりました。何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
藤村委員	4 頁の 1 か月の時間外在校等時間の年間平均が 45 時間以上の者の割合の推移について、小学校は減少していますが、中学校は倍とはいかないけれど、31.8%となっていて、これはかなり大きな数字だと思うのですが、どんな要因があると思われますか。
学校教育課参事	大きな要因としては、部活動が挙げられます。土日の活動時間等で、かなり多くなっていると捉えております。
藤村委員	部活動が盛んになっている中で、なぜ令和 4 年度と 6 年度で部活動に関わる指導時間に大きな差があるのでしょうか。
学校教育課参事	令和 4 年度に関しては、コロナの影響が少し残っているということがあるかと思われます。そこからコロナが収束し、試合等の活動が活発に戻ってきてこの数字になっていると捉えております。
藤村委員	令和 6 年度の数字が本来の数字ということですかね。
学校教育課参事	そのように捉えております。この状況を改善していくために取り組みを進めてまいりたいと考えております。

藤村委員	部活動に関わる勤務時間が非常に増えてきていることに対する根本的な解決、一番効果的な解決というのは何だと考えられますか。
学校教育課参事	現在、文化スポーツ課とも連携しながら部活動の地域移行を順に進めております。その枠組みが整っていくと、部活動に関わる勤務時間は減っていくのではないかと考えております。
藤村委員	非常に難しいことだと思うのですが、来年度・再来年度どのように改善していくのかという見通しや展望はありますか。
学校教育課長	部活動の地域移行の見通しですが、文化スポーツ課と協議をして検討して進めているところでございます。本市は、地域クラブを認定していく方向性で考えております。合同部活動や地域クラブに徐々に移行していき、まずは土日の部活動を地域クラブに展開できないかと、現在協議を進めております。
藤村委員	土日については、どちらか基本1日休みにするといった具体的な取り決め等がありますか。
学校教育課長	土日については、基本的にどちらか1日は休みという形になっております。ただ、公式の試合等の兼ね合いで両日とも部活動が行われるといった例外もございます。
教育総務部副理事	部活動を通して異年齢の集団で学ぶ大切さを教えたいという思いを持つ教員もおります。一方で、過度な活動は抑制する必要があるため、部活動のガイドラインを設定し、その趣旨については周知されてきていると認識しております。 数値は、コロナ禍の時と比較して増加しておりますが、実態としては改善をしてきていると捉えております。しかし、目標とする数値への到達にはまだ時間がかかると考えておりますので、他市の事例も研究しながら進めてまいりたいと考えております。 加えて、特に中学校では、中間テストの採点などの時期によって

生まれる残業も多く見られます。そこで、AI の採点システムを導入するなど業務負担の軽減のための研究を進めてまいります。

総合的に教職員の時間外在校等時間の減少のための取り組みは進めていきたいと考えています。

大矢委員

部活動は、全員どこかの部に入部しなければならないといった決まりはありますか。

学校教育課長

全員入部しなければならないといった決まりはございません。実際、外部の地域クラブで活躍されている方もおります。

教育長

新入生には、部活動をしましょうと声掛けはしています。その中で、既に外部の地域クラブで活動しているとか、習い事、勉強を優先したいという生徒も一定数おりますので、強制はしていません。放課後の充実という面で、入部を勧める指導は続けていくと思います。

大矢委員

先ほど、部活動を通して異年齢集団で教えたいという思いがあるとおっしゃっていたのですが、授業や授業以外でも可能なことなので、そのあたりをもう少し柔軟に考えていただきたいと思います。

学校教育課長

おっしゃったように、授業の中でも工夫さえすれば、異年齢の交流は可能です。先輩の姿を見て憧れを抱くということは、部活動以外でも育むことは可能ですし、大切だと考えております。

榊委員

勤務時間が長くなる原因として、部活動を挙げていただいていたと思うのですが、自由記述のアンケートで一番上に挙がっているのは保護者対応ですよね。数字としては部活動の指導時間が多く出ているのかもしれませんが、一番負担になっているのは、保護者対応だと思います。その保護者対応の中でも、電話対応は音声ガイダンスを活用するなど解決策はあったと思うのですが、この夜間対応というのは主にこういったことがあるのでしょうか。

学校教育課長

例えば、こどもが家に帰ってこない場合や、生徒の非行事案が発

生し、保護者に連絡が繋がらない場合などがあります。

また、問題が発生し、その日のうちに保護者に説明する必要があるが、保護者の帰宅が非常に遅い場合や保護者から必ず当日中に説明してほしいと求められた場合は、夜7時から、遅くなると夜10時ということは実態としてあります。

榊委員

担任の先生や関わった先生でないと分からない部分ももちろんあるとは思いますが、可能な限り専門家の窓口を立てるなど対策を立てられると良いと思います。まず、窓口として、専門の対応が出来る方を立てられるのであれば、教員の負担が少しでも軽減するのではないかと思います。先生方の自由記述で一番多く出てきている保護者対応にも少しアプローチを考えていただきたいなと思います。

学校教育課長

保護者対応の中で必ず教員が対応しなければならないものも実際にはあります。しかし、学校以外の場所で、こどもが非行をしていたり、騒いでいたりしたときに、どこに連絡して良いか分からず、とりあえず学校に連絡するというような事例もあります。そこで、教育委員会としてできることは、保護者側への啓発ではないかと考えております。榊委員からいただいたご意見も含めて検討してまいりたいと思います。

藤村委員

今の話と関連して、保護者からの過剰な苦情やクレームは、拘束時間や解決までの時間の長さが問題になっているということです。対応として専門家チームへの派遣があると思うのですが、年間どれくらいの件数あるのでしょうか。

学校教育課長

細かい件数までは、持ち合わせておりませんが、スクールロイヤーの相談ですと、月1から2回、さらに継続する場合は複数回ございます。また、緊急支援チームについては、SC、SSWにご助言等をお願いして学校へ派遣するケースも多々ございます。

藤村委員

保護者から苦情があった際に、教職員が自分で解決しようとして話が長引いたり、複雑になったりする場合があると思います。その

結果、学校では対応不可能だとなった場合、専門家チームへとつなぐことが必要だと思います。繋ぎ方によっては、保護者の学校に対する不信感に繋がる可能性もあると思うのですが、実際どのようにつないでいくのでしょうか。

学校教育課長

第一次的に保護者対応するのは、おっしゃるとおり担任です。そこから学年の生徒指導担当や学校に配置されている児童生徒支援コーディネーターの教員へ移行していくことで一緒に課題解決を図ります。それと同時並行で教頭・校長に報告いたしまして、そこで校内での対応について会議を開いたうえで、外部の助言もいただいた方が良くということになれば、管理職から市教委に連絡が入り、市教委からスクールロイヤーや緊急支援チームの方をお願いをして対応するという段取りです。

藤村委員

簡単にはいかないとは思いますが、ともに対応する体制を構築するというので、現在もそのシステムがあるとのことなので、これがさらに実効あるものとして苦情の回数を減少させていくためには新たに何に取り組めば学校の負担が減少していくのかを考えていただきたいと思います。

別件で、5頁のワークライフバランスや働きがい等に関する目標として、「あなたは仕事にやりがいを感じていますか」という設問は、これが本当に指標になりうるのかと違和感があります。

これは、教職員の「健康確保」のための計画ですよね。忙しくてもやりがいを感じる人もいれば、忙しくなくてもやりがいを感じる人がいると思います。「しんどいですか」「大変ですか」といった内容の項目の方が良いのではないかと思います。この設問に違和感があるので、検討していただけたらと思います。

教育長職務代理者

会議や研修が大変だという教員の声が多く見られ、教職員アンケートでも会議が多く、非常に時間がとられているということが書かれていました。確かに会議が多いということはあると思います。それを考えたうえで、8頁のその他の一番後の研修等の整理を行うという部分について、非常に気をつけておかなければならないと思います。教職員研修は非常に重要なことで、教育の生命線に関わって

くるようなことだと思います。どのような形で整理していくのか、何が必要な研修なのかをすべて精査していく必要があります。教育委員会事務局だけで策定するのではなく、学校での声をしっかり聞いて精査していただかないとこの計画の策定そのものが意味をなさないと思います。教員が楽をするためにすべてなくしたというような結論になってしまうのは良くないと思うので、その部分はしっかりとしていただきたいとお願ひしておきます。

教育総務部副理事

学校現場の会議は、事前準備不足により、会議時間が長引く傾向がありました。そこで、会議のアジェンダの研修を行い、会議に取り入れることで、会議を効率的に運営できるようになったと聞いております。

近い未来、学習指導要領の改訂も控えておりますので、より研修等を通して教職員の学びを深めていかなければならないと考えております。教職員向けの研修には、教育委員会事務局が行っている研修や学校独自で行っている研修など様々なものがあります。そのような様々な研修を教育委員会で網羅して、必要な研修を必要な時期に効果的に行うため、会議や研修の整理を丁寧に行ってまいりたいと考えております。

加えまして、先ほどご質問いただいた専門家の派遣についてですが、昨年度は緊急支援チームを計6回、9名の専門家をケース外の助言に派遣しております。スクールロイヤーへの相談件数は20件という状況です。

教育長

この計画策定の目的は、教職員の心身の健康確保ですよね。こどもと向き合う時間を確保し、本来教師にしかできない業務への時間を確保するということだと思います。そのことを常に意識し、目的と手段を間違えてしまわないようにしなければならないと思います。持ち帰り仕事など、データに現れない負担が残っていれば、心身の健康を確保することは難しいと思います。勤務時間が少なくなったとしても、本来したくなかった想定外の仕事が残って、こどもと触れ合う時間が少なくなってしまうとなれば本末転倒だと思います。そのあたりを意識するためにも、補足的な文言を入れていただきたいと思います。目標はあくまで目的のための数値であるこ

とや、時間外在校等時間を減少させる目的のための質問内容であることなど、常に目的と照らし合わせながら、1つの数値として調査していますと、どこかで触れた方が良いでしょう。

初めに説明のあった時間外在校等時間についても、本市は教育職員以外の事務職員や栄養教諭も含めた教職員全体の数値を取っていますというような文言を入れていただけると良いでしょう。

様々なご指摘いただきましたが、根本的な修正はなかったため、一部文言修正や補完説明を付け加えるということを含めて、大筋この原案で承認するという事で進めたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

教育長

議案第31号「摂津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画策定の件」について、原案通り承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。議案第31号は原案通り承認いたします。一部補完する文言をつけ加えた完成版は直接送付をお願いいたします。

教育長

それでは報告事項に移ります。
報告事項（1）「事業実施に伴う後援名義の使用承認について」、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

〔事業実施に伴う後援名義の使用承認についての説明〕

教育長

説明が終わりました。何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

大矢委員

つなぐ baton せつとこども・みらい・かいぎ in せつつの事業

	内容のところに何のために開催するのかという記載があるのですが、何を開催するのかの記載がないので、具体的な内容を教えてくださいませんか。
学校教育課長	こども・みらい・かいぎ in せつつは、元不登校当事者で、現在フリースクール代表の方の講演を実施するという内容です。 つなぐ baton せつつは、こどもと大人が参加する対話体験や体験型ワークショップを実施するという内容です。
大矢委員	今回の資料に、何を開催するのか記載がなかったので、次回以降は必ず、記載するようにお願いいたします。
教育長	他にご意見ご質問もございませんので、この件についてはこれまでとします。次へ進みます。 報告事項（２）「令和７年度の問題行動のまとめ及び令和８年度４月までの問題行動等報告について」ですが、学校教育課から報告をお願いいたします。
学校教育課長	〔令和７年度の問題行動のまとめ及び令和８年度４月までの問題行動等報告について説明〕
教育長	説明が終わりました。何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
教育長職務代理者	１頁の暴力行為についてですが、すべての項目で、大阪と比較して摂津市の数値が大変多いように思います。摂津市が軽微なものも計上しているため、非常に件数が多くなっているのでしょうか。
学校教育課長	暴力行為については、相手に攻撃を加える意思があった場合、故意に物理的な力を加えた場合と定義されております。 本市と同じような規模の自治体の状況を確認いたしました。おおよそ暴力行為については同じような件数でした。器物損害の場合、結果的に壊れてしまったものは計上せず、壊す意思をもって行ったもののみ計上いたします。それについては、同じ規模の自治体と比

較して、本市は件数が少ない状況です。よりきめ細かく事案を把握し、対応していると前向きに捉えています。計上の仕方については各校で適宜定義に合っているかという確認は進めていく必要があると思います。

教育長

他市のそれぞれの合計数を確認してもらい、同じような規模の自治体は同じような数値でした。小学校9校、中学校5校なので把握しやすい規模なのではないかと考えております。規模が大きい市については極端に数値が少ないこともあります。大規模であるため、詳細が把握しきれていないというような内情もあるのではないかと考えております。他市比較を行うと摂津市は少ないと思います。

大矢委員

今年の千里丘小学校の入学式の校長先生からのお話の中で、保護者の方向けに、不登校になることもあるかもしれませんが、そのときは教員と一緒に考えましょうという呼びかけをされていて、その言葉が非常に印象に残っています。不登校はあってならないものという意識を持っている保護者の方も多く、こどもから学校に行きたくないと言われた際に、慌ててしまうこともあると思うので、一緒に考えましょうという呼びかけは非常に良いと思いました。いじめに関しても、表に出したくないというような傾向がありましたが、今後は保護者もこどもたちも心構え出来るような呼びかけがあれば良いと思いました。

教育長

不登校の学年別の国との比較が出来るのですが、小学校と中学校の大体一致するので、合計は一緒だと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

かつて本市は非常に多かったのですが、全国と大阪府は数値が同じようになっているので、全国的に不登校数が増加しているのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

学校教育課長

令和6年度のデータを今持ち合わせておらず、令和5年度の数値をお伝えさせていただきますと、本市の小学校の千人率が17.7%、国が21.4%です。中学校については、本市が62.4%、国が67.1%となっております。いずれも国と比較して、本市は低い

状況です。

大矢委員

生徒間暴力やいじめの背景には、こどもたちが暴力等を容認しているところがあると思います。こどもたちが自分の思い通りにならないときに言葉をぶついたり、暴力を加えたりしてもいいと思ってしまっているところがあると思います。そこには、どちらが上か下かという意識もあると思われます。その前提自体が違うということをこどもたちに教えないといけないと思います。そういった考え方の背景には、まだ社会全体で人権教育が行き届いていないことや、家庭で親がこどもを支配するというような環境があると、自分の誰かを支配していいと学んでしまうことがあると思います。いじめや暴力の件数を減らしていくにはそのような意識から変えていく必要があると思いました。学校という場でしか学べないこともあると思いますので、ぜひ進めていってほしいと思います。

教育長

令和8年度4月までの問題行動等報告については、今年度より説明は学期末ごとをお願いしております。

資料を見て、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

ご意見ご質問もございませんので、この件については以上といたします。次へ進みます。

教育長

報告事項（４）「各課事業日程報告について」、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

〔各課事業日程報告についての説明〕

教育長

各課事業日程についての説明が終わりました。この件についてご意見ご質問ございませんでしょうか。

特にご質問もございませんので、この件はこれで終わります。

秘密会以外の審議はすべて終了いたしました。会議の冒頭にお諮りしましたとおり暫時休憩を取り秘密会として再開いたします。

ご苦勞様でした。それでは暫時休憩いたします。

教育長

《暫時休憩》

それでは秘密会として再開いたします。まず、報告事項（３）の報告を受けます。「令和８年度４月までの問題行動等具体的事案及び追跡報告について」について、学校教育課から説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

これにて秘密会を解きます。

では、本日の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。
ご苦労様でした。